

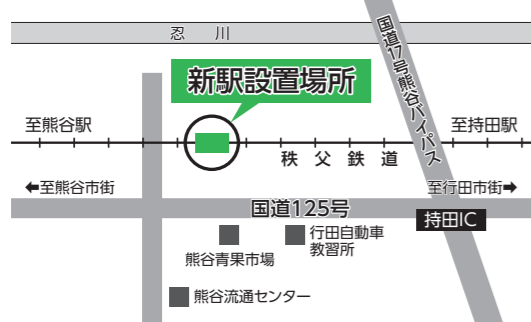
## 秩父鉄道本線新駅の名称が「ソシオ流通センター駅」に決定しました

平成29年3月に開業予定の秩父鉄道秩父本線新駅(持田—熊谷駅間)の名称を募集したところ、95件の応募をいただきました。

本市と熊谷市への応募分を合わせて、両市および秩父鉄道株式会社と協議・選考を行った結果、新駅の名称は「ソシオ流通センター駅」に決定しました。

なお、ご応募いただいた方の中から、抽選により10人の方に記念品を送付しました。

※「ソシオ」とは、協同組合熊谷流通センターの愛称です。



▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線308)

## 平成27年国勢調査の人口速報が公表されました

平成27年10月1日に実施した国勢調査について、総務省統計局から人口速報が公表されましたのでお知らせします。平成22年に実施した調査との比較は次のとおりです。なお、平成27年国勢調査の人口・世帯数は速報ですので、後日公表される確定数値とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

	平成22年国勢調査	平成27年国勢調査
人口 (行田市)	85,786人	82,142人
(埼玉県)	7,194,556人	7,261,271人
(全国)	128,057,352人	127,110,047人
世帯数 (行田市)	30,630世帯	30,995世帯
(埼玉県)	2,841,595世帯	2,968,978世帯
(全国)	51,950,504世帯	53,403,226世帯

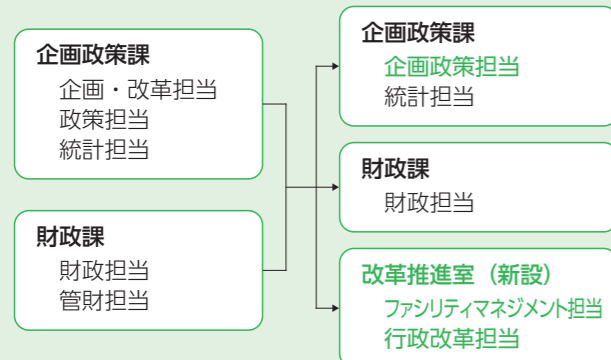
【総務省統計局のホームページ】 <http://www.stat.go.jp/>

▶問い合わせ 企画政策課統計担当(内線310)

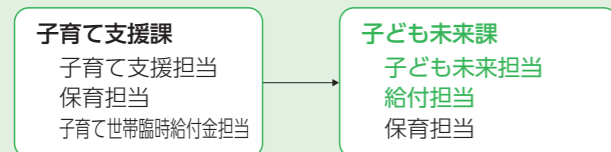
## 4月1日から市役所の組織が変わりました

社会情勢の変化に伴う新たな行政需要や重要課題に適切に対応するとともに、効率的かつ効果的な事業の推進を図るため、市役所の組織を一部変更しました。

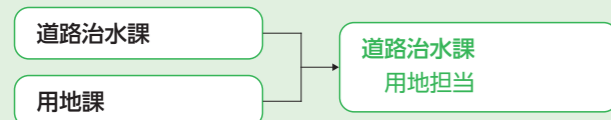
### ▶課の再編、室の新設



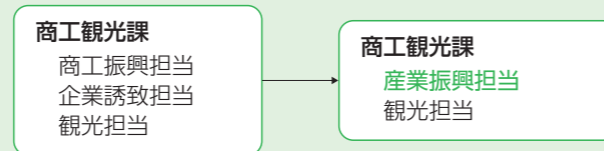
### ▶課名の変更、担当の再編



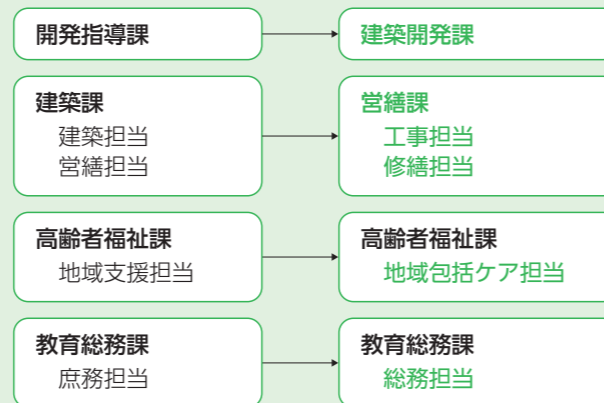
### ▶課の統合



### ▶担当の統合



### ▶課名・担当名の変更



※組織改正に伴い、地方庁舎2階にありました「市営住宅入居サービスセンター」が同庁舎3階へ、「用地担当」は道路治水課として同庁舎2階へ、また、本庁舎にありました「健康づくり支援担当」は、保健センターへ移転しました。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線311)

## ～笑顔あふれる元気な行田を目指して～

## 新たな「子育て世帯定住促進奨励金制度」が始まります

子育て世帯の住宅取得を応援するため、平成25年度から平成27年度までの3年間の期間限定で実施していた奨励金制度の期間を延長し、4月から新しい内容でスタートします。

これまでの奨励金に加え、「三世同居・近居奨励金」が新たに加わり、奨励金が3種類に拡充します。市外から転入した子育て世帯が1年以内に住宅を取得した場合、最高で60万円、市内在住の子育て世帯が住宅を取得した場合、最高で40万円の奨励金を交付します。

### 「三世同居・近居奨励金」

子育て世代が抱える子育ての不安や親世代が抱える生活上の不安など、三世が同居や近居をすることで、親世帯と子育て世帯がお互いに支え合うことにより、子育て環境の充実を図ることを目的としています。

### ▶奨励金の内容

名称	対象	金額
転入者住宅取得奨励金	1年以上市外に居住し、転入から1年以内に住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
市内事業者施工奨励金	市内事業者の施工による住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
三世同居・近居奨励金	住宅を取得し、親世帯と同居、または近居する子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)

※親世帯とは、子育て世帯の世帯主または配偶者の一親等以内の直系尊属で構成される世帯です。

※近居とは、子育て世帯と親世帯が市内に居住することです。

※奨励金の一部は市内共通商品券で交付します。

### ▶対象となる世帯

- ・中学生以下の子を養育する世帯
- ・出産予定(妊娠22週以後)の方がいる世帯

### ▶対象となる住宅

- ・一戸建て
- ・店舗などの併用住宅(住宅部分が2分の1以上)

※マンションなどの集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」、「三世同居・近居奨励金」が該当となります。

### ▶交付条件

- ・本市に住民登録があり、住宅取得後、継続して5年以上居住すること
- ・住宅の所有権を登記していること
- ・市税などを滞納していないこと
- ・住宅取得(建物の権利保存登記)後、1年以内であること

### ▶事業期間

4月1日～平成31年3月31日

※期間内に申請しない場合は、本制度の対象となりませんのでご注意ください。

### ▶申請方法

企画政策課で配布している申請書類(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、同課に持参してください。

### ▶その他

市ホームページにも制度内容の詳細を掲載しています。

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線311)

